平成２７年（フ）第３６０８号
大阪市港区築港２丁目７番４―603号
債務者　仲宗根咲子（旧姓竹之下）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８４号
大阪市東淀川区淡路３丁目８番24号　富士園27号、前住所大阪市東淀川区淡路３丁目８番24号　富士園　205号
債務者　左路　邦彦
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１９号
大阪市此花区西九条２丁目15番24号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２５号
大阪市城東区今福西１丁目９番11号　城東第８ビル201号
債務者　中世古　愛
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５１号
大阪府枚方市長尾元町７丁目７番10号
債務者　黒河美和子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７６号
大阪府吹田市江坂町２丁目４番25―213号
債務者　久保田好夫
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８９号
大阪市天王寺区上本町８丁目１番16―402号
債務者　大崎　英和
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９０号
大阪市天王寺区上本町８丁目１番16―402号
債務者　大崎美奈子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００号
岩手県岩手郡雫石町中黒沢川178番地69
債務者　山田久美子（旧姓日向）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１６７号
群馬県高崎市下和田町１丁目１番４号
債務者　瀧澤　将代（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８４９号
さいたま市浦和区仲町４丁目２番23―203号
債務者　星野　直美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２５号
名古屋市熱田区四番１丁目１番30号　ソワサントフジ211号
債務者　鎌田　信子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３６号
名古屋市北区上飯田南町３丁目50番地の１ロイヤル上飯田103号
債務者　谷川　　巧
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７７号
名古屋市中川区豊成町１番２―913号　豊成団地
債務者　井上由理香（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６２号
名古屋市港区七番町１―３―１　九番団地第８号棟413号室、住民票上の住所名古屋市南区南野３丁目209番地　ラドーニ南区南野風の館803号
債務者　江﨑　竜一
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１９号
高知市愛宕山南町５番４号　セゾンⅠ―101号
債務者　山本　憲悟
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４０８号
札幌市中央区南14条西８丁目５番50―304号
債務者　加藤　隆人
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部